

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護規程

平成19年9月2日
選挙管理委員会訓令第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の施行に関しては、新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第9号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年9月2日から施行する。